

回答については、質問時の基準に沿って回答しておりますので、現時点とは異なっている場合もございます。

Q135（伝染性紅斑）

伝染性紅斑（りんご病）疑いの患者を入院させる際の注意点につきご照会させていただきます。

伝染性紅斑の原因とされているパルボウイルスが胎児に感染をおこすと赤芽球ろうを生じるとの記載がみられます。このことより、妊娠中の看護師が入る病棟しか入院ベッドがないときに病棟責任者から入院の拒否をされる事例がありました。今後の対応につきどのようにすればよいのかをご教示お願いする次第です。

- 1．基本的には、妊娠しているスタッフのいる病棟には入院をさせない。（外来にも妊娠している可能性のある看護師がいることもあり、このような対応はあまり現実的ではないように思いますが・・・）
- 2．妊娠している看護師との接触を避けるような病棟の体制をくみながら対応する。
- 3．患者にマスクをしていただき通常の看護ケアを行う。
- 4．特に感染に対して神経質になる必要はない。

どのように考えたらよいのか困っております。（個人的には3が妥当なところかと考えております。）

小児病棟・小児外来で就業する看護師に対して、麻疹・水痘・風疹などの抗体検査は実施した方がよいのでしょうか？またそれは小児にかかわる病棟・外来の看護師のみでよろしいのでしょうか？

自己申告よりもきちんと抗体検査をすべきでしょうか？

病院としての考え方で決まるとも思いますが、ぜひ考え方を教えていただきますようお願い致します。

抗体検査をした方がよいということであれば、麻疹・水痘・風疹の3種でよろしいのでしょうか？

A135

- 1．特に感染に対して神経質になる必要はありません。伝染性紅斑は発疹が出現した時点では既にウイルス排出はなく、感染性はありません。
- 2．ご照会の伝染性ウイルス性疾患の抗体検査はできれば実施した方が宜しいと思います。既往歴、予防接種歴に関する記憶が不正確なこと、既往があっても、抗体価が検出限界以下に低下している場合があるからです。予防接種を前提とした抗体検査ということで考えると、上記の三疾患にムンプスを加える良いと考えます。又、小児病棟・外来以外の職場でも、これらの疾患と接触する機会があるので、全病的に（少なくとも救命救急センター、外来全体、産婦人科病棟、血液悪性腫瘍病棟）看護師、研修医等を対象として、同様の対策を行う必要があると考えます。